

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください

本紙に記載した場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です

未成年の子の氏名	<input type="checkbox"/> 両親双方が親権を行う子	
	<input type="checkbox"/> 父(夫)が親権を行う子	
	<input type="checkbox"/> 母(妻)が親権を行う子	
	<input type="checkbox"/> 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(既婚離婚の場合) 両者の定めた子(場合) 別居などかは、それぞれが別居している」をつけてください	夫 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること、 <input type="checkbox"/> 単独で親権を行使することの意味を理解し、同意した。	妻 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること、 <input type="checkbox"/> 単独で親権を行使することの意味を理解し、同意した。
届出人署名 (※押印は任意)	夫 印	妻

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

**離婚後の子育ての分担について**

取決めをしている     まだ、決めていない

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項)を父で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている」にしるしをつけてください。

**親子交流について**

取決めをしている     まだ、決めていない

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話やメールなどの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。


**養育費の分担について**


取決めをしている


まだ、決めていない ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。







日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078371 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

(例) 離婚の届出と同時に妻から77条の2の届出を、夫婦の本籍地の市町村長にし、妻の新本籍地に送付された場合

**離婚の際に称していた氏を称する届**  
(戸籍法77条の2の届)

平成26年7月4日届出

東京都千代田区長殿

受理 平成26年7月4日 第 1426 号	発送 平成26年7月4日				
送付 平成26年7月6日 第 1064 号	東京都千代田区長印				
書類調査 (印)	戸籍記載 (印)	記載調査 (印)	附 票	住民票	通知

(1) (よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) こう の うめ こ 氏 名 甲 野 梅 子 昭和41年7月19日生	
(2) 住 所 (住民登録をして いるところ)	京都市北区小山初音町20 番地 番 号 世帯主 の氏名 乙 野 忠 治	
(3) 本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 東京都千代田区平河町1丁目4 番地 番 号 筆頭者 の氏名 甲 野 義 太 郎	
(4) (よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏) 甲 野	変更後 (離婚の際に称していた氏) こう の 甲 野
(5) 離 婚 年 月 日	平成 26 年 7 月 4 日	
(6) 離 婚 の 際 に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 京都市北区小山初音町20 番地 番 号 筆頭者 の氏名 甲 野 梅 子	
(7) そ の 他		
(8) 届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	甲 野 梅 子 (印)	

連絡先

日中に連絡可能な  
電話番号

押印の義務は無いが  
任意で押すことは可能。